

各室意見書（事業の構築推進を目指した事業提案）

協働事業の名称

室名

担当者名

審査項目及	意見の視点	担当室意見
提案の目的の妥当性	・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。	
	・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。	
	・NPOのミッションとの関連が妥当と認められること。	
提案の県との協働の必要性（協働の効果・利点・NPOと県の役割分担）	・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。	
	・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。	
	・NPOと県の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	
提案の緊急性・重要性	・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	
提案の先駆性・先見性	・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。	
	・課題の内容に先見性が認められること	
提案の具体性	・提案の内容や実施方法は具体性が認められること	
提案の実現性（遂行能力）	・県の担当者と一緒に検討し、事業企画を練り上げ、事業を遂行する能力を有していると認められること。	
予算計画の妥当性	・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	

この意見書は、男女共同参画・NPO室NPOグループのホームページで後日公開する予定です。

各室意見書（課題の共有を目指した研究提案）

協働研究の名称

室名

担当者名

審査項目及	意見の視点	担当室意見
提案の目的の妥当性	・ 提案の目的は明確かつ妥当と認められること。	
	・ 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。	
	・ NPOのミッションとの関連が妥当と認められること。	
提案の県との協働の必要性・効果	・ NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。	
	・ NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。	
	・ 県の公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	
提案の緊急性・重要性	・ 提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	
提案の先駆性・先見性	・ 提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。	
	・ 課題の内容に先見性が認められること	

この意見書は、男女共同参画・NPO室NPOグループのホームページで後日公開する予定です。